

特別償却制度を利用するために必要な県への手続きについて

○医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

我が国では、高額医療機器の人口当たり配置台数が諸外国に比して突出して多く、また国内の地域偏在も存在します。人口当たり配置台数の多い地域では、需要に比して過大な設備投資となっている可能性や、医療機関の収益を圧迫している可能性が指摘されており、地域における必要かつ適切な医療提供体制を確保するためには、高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要があります。このため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とします。

2 手続きについて

(1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式1)
- ② 整備する機器の仕様等を示す書類(パンフレット等)
- ③ その他添付書類

区分	提出書類
ア 一定基準以上(※注)の利用頻度がある機器の更新	全身用CT・MRI の利用回数を示す書類
イ 共同利用を前提とした新規(追加)購入	共同利用を行う連携先医療機関との合意書等(任意様式)
ウ 上記以外	地域医療構想調整会議等への説明資料(様式1-2別紙「医療用機器の効率的な配置計画書」)

(※注)全身用MRI 1か月当たり40 件
全身用CT 1か月当たり20 件

(2) 書類の提出先

沖縄県保健医療部 医療政策課 企画班

(3) 提出期限

- ① 地域医療構想調整会議等への説明を要しない場合((2) I ③ア、イの場合)は随時

- ② 地域医療構想調整会議等への説明を要する場合((2) I ③ウの場合)
地域医療構想調整会議等の開催時期は不定期であるため、毎年の提出期限については、事前に御相談ください。

(4) 地域医療構想調整会議等への説明

- ① 区分「ウ」の場合、特別償却を利用するには、地域医療構想調整会議等の確認を受ける必要があるため、御提出いただいた書類を、医療機関の所在する圏域を担当する地域医療構想調整会議等に提出します。
- ② 地域医療構想調整会議等での説明は事務局からまとめて行いますが、個別医療機関の具体的対応方針に対する質疑応答や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします。

(5) 確認証の交付申請

- 納税地を所管する税務署に青色申告する際には、確認証の交付申請書(様式1)及び県の確認書(様式2)が必要です。
なお、様式1及び様式2は、県の確認後に合わせ申請者へ交付します。